

外国人材の活用 外国人技能実習制度（2）

今号は、前号に引き続き外国人技能実習制度についての概要をお知らせいたします。

2. 外国人技能実習制度の概要

(1) 外国人技能実習機構

外国人技能実習機構（以下「機構」）は、技能実習計画の認定、実習実施者の届出の受理、監理団体の許可申請の受理等を始め、実習実施者や監理団体に対する指導監督（実地検査・報告徴収）や、技能実習生からの申告・相談に応じるなど、技能実習 制度の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務を行っています。

機構は、東京に本部事務所を置くほか、全国で13か所（札幌、仙台、水戸、東京（地方事務所も併設）、長野、富山、名古屋、大阪、広島、高松、松山、福岡、熊本）の地方事務所・支所において業務を行っています。

(2) 監理団体の要件・・・営利を目的としない法人であること

事業協同組合 農業協同組合、商工会議所、商工会、社団法人、財団法人 等

(3) 実習期間

技能実習1号は1年以内、技能実習2号及び3号は最長2年以内

(4) 実習実施者（受入れ農家）の受入れ人数枠（団体管理型※1）

第1号 基本人数枠		第2号	優良基準適合者		
第1号	第2号		第3号	第1号	第2号
常勤職員※2数	技能実習生の人数	基本人数 枠の2倍	基本人数 枠の2倍	基本人数 枠の4倍	基本人数 枠の6倍
301人以上	常勤職員数の20分の1				
201人以上 300人以下	15人				
101人以上 200人以下	10人				
51人以上 100人以下	6人				
41人以上 50人以下	5人				
31人以上 40人以下	4人				
30人以下	3人				

※1 事業協同組合等の監理団体が受け入れる場合で、他に企業が現地の現地法人の職員を受け入れる企業単独型があります。

※2 常勤職員とは、技能実習生を受け入れている実習実施者に継続的に雇用されている職員（いわゆる正社員をいいますが、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務している日給月給者を含む。）とされていますが、既に企業内で実習を受けている技能実習生は常勤職員には含まれません。

(5) 実習実施者の負担

賃金及び管理費（監理団体へ） 等

(6) 送り出し機関（外国側）

政府公認の団体・会社、地方行政政府の機関

(7) 技能実習生の主な出身国

ベトナム、インドネシア、中国、フィリピン 等

(8) 技能実習生の労働関係法令の取扱

外国人も日本国内で就労する限り、原則として労働関係法令の適用があります。労働基準法第3条は、労働条件面での国籍による差別を禁止しているため、外国人であることを理由に低賃金で雇用することは許されません。技能実習生は外国人労働者に含まれるとされているので、技能実習生には、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法等の労働者に係わる諸法令が適用されます。

(9) 技能実習生の労働・社会保険の適用

技能実習生は、日本に入国してから2か月間（本国で入国6月以内に監理団体等が160時間以上外部臨講習を実施した場合は1か月）を講習期間としています。講習期間は、日本語や日本での生活を座学によって学ぶ期間であり、技能実習生は、この期間は労働者ではないので労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険には加入できません。この期間、技能実習生は、国民健康と国民年金に加入することになります。

	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
講習期間	非適用	非適用	非適用 (国民健康保険に加入)	非適用 (国民年金に加入)
実習開始後	適用	適用	適用	適用